

官報

主要目次

- 政令
土地改良財産の管理及び処分に関する政令
農林漁業資金融通法施行令の一部改正
農林漁業資金融通法に基づく貸付金の利率を定める政令の一部改正
省令
農事法施行規則の一部改正
けいがい競歩の競走についての国営競馬実施規則の臨時特例に関する省令
国営競馬実施規則の一部改正
告示
ベニシリン基準の一部改正
あん摩師養成施設認定
精神衛生鑑定医指定
輸入に関する事項の公表(第四十七回)
運輸審議会の決定(自動車通運事業経営免許について)
海上保安庁の船舶の番号及び標識に関する告示の一部改正
阪神水先区等の水先人試験執行
航路標識の新設、改廃、その他船舶の航行に關して必要な事項
新居浜前田郵便局設置
徳島前川郵便局移転
高根簡易郵便局等設置
公共企業体事項
日本国有鉄道組織規程の一部改正
日本国有鉄道構内営業規則の一部改正
大蔵省公告
当せん金附証券の発売について
特別公認会計士試験公告

政令
土地改良財産の管理及び処分に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十六年十一月二日
内閣総理大臣 吉田 茂

政令第三百四十七号
土地改良財産の管理及び処分に關する政令

内閣は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十四條第三項の規定に基づき、この政令を制定する。(管理の委託の手續)
第一條 土地改良法(以下「法」といふ)第九十四條第二項の規定により、農林大臣が同條第一項に規定する普通財産(以下「土地改良財産」といふ)の管理(維持、保存及び運用をいふ)ものとし、これらのためにする改築、追加工事等を含む。以下同じ。を都道府県、市町村又は土地改良区その他農林大臣の指定する者に委託するに、両当事者の協議により左に掲げる事項を定めなければならない。

一 管理を委託する土地改良財産の所在及び種類
二 移管の年月日
三 管理の方法
四 委託の條件
五 その他必要な事項
2 土地改良財産の管理の委託を受けた者(以下「管理受託者」といふ)は、前項の規定により定められた移管の年月日以後当該土地改良財産の管理の責に任ずる。

第二條 農林大臣は、前條第一項の規定により定められた移管の年月日に、農林省の職員を管理受託者と実地に立ち会わせて、その者に当該土地改良財産を引き継がせなければならない。(管理受託者の義務)
第三條 管理受託者は、土地改良財産をその用途又は目的に応じて良好に管理しなければならない。

2 管理受託者は、水害、火災、盗難、損壊その他土地改良財産の管理上支障のある事故を防止し、もしこれらの事故が発生したときは、直ちに当該土地改良財産の保全のため必要な措置を講じなければならない。(土地改良財産の他目的への使用等)
第四條 管理受託者は、農林大臣の承認を受けて、土地改良財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において他の用途又は目的にも使用し、若しくは収益し、又は使用させ、若しくは収益させることができる。

2 管理受託者は、前項の承認を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書を農林大臣に提出しなければならない。
一 使用又は収益の対象となる土地改良財産の範囲
二 他人に使用させ、又は収益させる場合には、その者の氏名又は名称及び住所
三 使用又は収益の目的及び方法
四 使用又は収益の期間
五 使用又は収益による管理受託者の予定収入

六 他人に使用させ、又は収益させる場合には、使用又は収益の條件(土地改良財産の滅失、損の場合の報告)
第五條 管理受託者は、天災その他の事故により土地改良財産が滅失し、又は損したときは、直ちに左に掲げる事項を書面で農林大臣に通知しなければならない。
一 当該土地改良財産の所在及び種類
二 被害の程度
三 滅失又は損の原因
四 損害見積額及び復旧可能なものについては復旧費見込額
五 当該土地改良財産の保全又は復旧のためとつた応急措置(土地改良財産の改築等)

第六條 管理受託者は、土地改良財産の原形に変更を及ぼす改築、追加工事等を行うときは、あらかじめ、農林大臣の承認を受けなければならない。但し、天災その他の事故のため応急の措置をするときは、この限りではない。(管理台帳)
第七條 管理受託者は、土地改良財産に關し左に掲げる事項を記載した管理台帳をその主たる事務所に備えておかななければならない。

一 所在
二 種類
三 構造及び規模
四 受託の年月日
五 その他必要な事項
2 管理受託者は、管理台帳の記載事項に変更があつたときは、変更に係る事項をその都度当該管理台帳に記載しなければならない。

(管理費の負担等)
第八條 管理受託者は、土地改良財産の管理に必要な費用を負担しなければならない。
2 委託を受けた土地改良財産の管理により生ずる収益は、管理受託者の収入とすることができる。(管理状況の報告)
第九條 管理受託者は、当該土地改良財産について毎年度の管理の状況を翌年度の四月三十日までに農林大臣に報告しなければならない。

(報告の徴取)
第十條 農林大臣は、必要と認めるときは、管理受託者に対して土地改良財産の状況に關する報告の提出を求めることができる。(実地監査)
第十一條 農林大臣は、必要があると認めるときは、委託した土地改良財産の管理状況に關し、農林省の職員に実地につき監査を行わせなければならない。(土地改良財産の交換)
第十二條 農林大臣は、国営土地改良事業において道路又は水路(これらの附属物を含む。以下この條において同じ)の附替工事を行ったときは、その附替工事によつて生じた道路又は水路を構成する土地改良財産たる土地、工作物その他の物件を附替工事によつて用途を廃止された道路又は水路を構成する土地、工作物その他の物件と交換することができる。(土地改良財産の譲與)
第十三條 農林大臣は、道路法(大正八年法律第五十八号)による路線の認定を得られない道路(その附属物

毎日文庫
明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

を含む。を構成する土地、工作物その他の物件を、当該道路の用途を廃止したときはこれを無償で国に返還することを条件として、土地改良区、市町村その他農林大臣の指定する者に譲渡することができる。

一 土地改良財産の所在、種類、構造及び規模  
二 購入又は取用に係る土地改良財産については、その種類ごとの購入価格又は補償金額  
三 入札又は取用に係る土地改良財産の年月日及び事由  
四 その他必要な事項

御名 御璽  
昭和二十六年十一月二日  
内閣総理大臣 吉田 茂  
政令第三百四十八号  
農林漁業資金融通法施行令の一部を改正する政令

御名 御璽  
昭和二十六年十一月二日  
内閣総理大臣 吉田 茂  
政令第三百四十九号  
農林漁業資金融通法に基く貸付金の利率を定める政令の一部を改正する政令

省令  
昭和二十六年十一月二日  
厚生大臣 橋本 龍伍  
厚生省令第四十四号  
厚生省令第四十四号  
厚生省令第四十四号

その製剤。但し、イソアミルソルシオン(以下を含有する外用剤を除く)を「イソアミルソルシオン」に、「キシレンソルシオン及びその製剤」を「キシレンソルシオン」に、「ケソルソルシオン」を「ケソルソルシオン」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。附則  
農林大臣 根本龍太郎  
昭和二十六年十一月二日

この省令は、公布の日から施行する。附則  
農林大臣 根本龍太郎  
昭和二十六年十一月二日

この省令は、公布の日から施行する。附則  
農林大臣 根本龍太郎  
昭和二十六年十一月二日

この省令は、公布の日から施行する。附則  
農林大臣 根本龍太郎  
昭和二十六年十一月二日

電波監理委員会告示第八百七十七号  
昭和二十六年十一月二日  
電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第八百七十八号  
昭和二十六年十一月二日  
電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第八百七十九号  
昭和二十六年十一月二日  
電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第八百八十一号  
昭和二十六年十一月二日  
電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第八百八十二号  
昭和二十六年十一月二日  
電波監理委員会委員長 富安 謙次

Table with 2 columns: 種類 (Type) and 方法 (Method). Rows include 競馬 (Horse Race) and 競走 (Race).

この省令は、公布の日から施行する。附則  
農林大臣 根本龍太郎  
昭和二十六年十一月二日

電波監理委員会告示第千八百八十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許人の名称 昭和二十五年六月一日 第三三三三三号
二 無線局の種類 日本汽船株式会社
三 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。

電波監理委員会告示第千八百八十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許人の名称 昭和二十五年六月一日 第三三三三三号
二 無線局の種類 大阪商船株式会社
三 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。

電波監理委員会告示第千八百八十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許人の名称 昭和二十五年六月一日 第三三三三三号
二 無線局の種類 中村汽船株式会社
三 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。

電波監理委員会告示第千八百八十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十一月二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第三三三三三号
二 承認を受けた者 日本国有鉄道
三 無線局の種類 船舶局

電波監理委員会告示第千八百八十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十一月二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第三三三三三号
二 承認を受けた者 日本国有鉄道
三 無線局の種類 船舶局

電波監理委員会告示第千八百八十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十一月二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第三三三三三号
二 承認を受けた者 日本国有鉄道
三 無線局の種類 船舶局

電波監理委員会告示第千八百八十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十一月二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第三三三三三号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種類 船舶局

電波監理委員会告示第千八百八十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許人の氏名 寺本正市
二 無線局の種類 船舶局
三 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

電波監理委員会告示第千八百八十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第三三三三三号
二 承認を受けた者 日本国有鉄道
三 無線局の種類 船舶局

- 一 免許人の名称 昭和二十五年六月一日 第三三三三三号
二 無線局の種類 大阪商船株式会社
三 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。

電波監理委員会告示第千八百八十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許人の名称 昭和二十五年六月一日 第三三三三三号
二 無線局の種類 大阪商船株式会社
三 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。

電波監理委員会告示第千八百八十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許人の名称 昭和二十五年六月一日 第三三三三三号
二 無線局の種類 中村汽船株式会社
三 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。



電波監理委員会告示第千八百八十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十一月二日
電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許人の名称 共栄タンカ株式会社
二 無線局の種別 船舶局
三 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
四 無線の相手方 免許人所属船舶局、地方電気通信取扱局
五 通信の相手方 船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項、電報の送受に関する通信
六 通信の相手方 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第七島丸(主たる停泊港 神戸)
九 呼出符号 JAVE
十 電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力

十一 空中線の型式及び構成 逆L型、傾斜型
十二 運用許容時間 常時
電波監理委員会告示第千八百八十九号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千二百号第六十三報国丸の無線局の船名及び呼出名称は、昭和二十六年六月六日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十六年十一月二日
電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第千八百九十号
昭和二十六年電波監理委員会告示第九百六十号第一博水丸の無線局の免許人は、昭和二十六年三月五日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十六年十一月二日
電波監理委員会委員長 富安 謙次
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
電波監理委員会告示第千八百九十一号
昭和二十六年十一月二日
電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許人の名称 隆昌海運株式会社
二 無線局の種別 船舶局
三 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
四 無線の相手方 免許人所属船舶局、地方電気通信取扱局
五 通信の相手方 船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項、電報の送受に関する通信
六 通信の相手方 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 隆昌丸(主たる停泊港 神戸)
九 呼出符号 JQJX
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時
電波監理委員会告示第千八百九十四号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十一月二日
電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許人の氏名 河元與之助
二 無線局の種別 船舶局
三 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
四 無線の相手方 室内漁業用海岸局、漁船の船舶局
五 通信の相手方 室内漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信の相手方 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第一長久丸(主たる停泊港 室戸)
九 呼出符号 JLVY
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時
電波監理委員会告示第千八百九十五号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十一月二日
電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置 A1、A2
補助装置 A1、A2
電波監理委員会告示第千八百九十二号
昭和二十六年十一月二日
電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許人の名称 阿波国共同汽船株式会社
二 無線局の種別 船舶局
三 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
四 無線の相手方 免許人所属船舶局、地方電気通信取扱局
五 通信の相手方 船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項、電報の送受に関する通信
六 通信の相手方 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第六島丸(主たる停泊港 大阪)
九 呼出符号 JPAV
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

十一 空中線の型式及び構成 T型、傾斜型
十二 運用許容時間 常時
電波監理委員会告示第千八百九十三号
昭和二十六年十一月二日
電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許人の氏名 北村茂太
二 無線局の種別 船舶局
三 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
四 無線の相手方 室内漁業用海岸局、漁船の船舶局
五 通信の相手方 室内漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信の相手方 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第五海福丸(主たる停泊港 室戸)
九 呼出符号 JRHP
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

十一 空中線の型式及び構成 T型、逆L型
十二 運用許容時間 常時
電波監理委員会告示第千八百九十七号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十一月二日
電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許人の氏名 唐木喜平
二 無線局の種別 船舶局
三 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
四 無線の相手方 室内漁業用海岸局、漁船の船舶局
五 通信の相手方 室内漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信の相手方 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和三十一年八月三十一日
八 設置場所 第三磯勝丸(主たる停泊港 津田)
九 呼出符号 JASD
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時
電波監理委員会告示第千八百九十八号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十一月二日
電波監理委員会委員長 富安 謙次



35 昭26年11月2日 金曜日 官報 第7447号

Table with multiple columns containing financial data, prize lists, and official notices. Includes sections for '大蔵省告示第千六百八十八号' and '大蔵省告示第千六百九十二号'.

昭26年11月2日 金曜日 官報 第7447号 34

Table containing official notices and prize lists. Includes sections for '電波監理委員会告示第千九百六号' and '大蔵省告示第千六百九十九号'.

一 七  
二 七  
三 七  
四 七  
五 七  
六 七  
七 七

●大蔵省告示第百十五号  
●厚生省告示第百三十五号

一 七  
二 七  
三 七  
四 七  
五 七  
六 七  
七 七

一 七  
二 七  
三 七  
四 七  
五 七  
六 七  
七 七

●大蔵省告示第百十五号  
●厚生省告示第百三十五号

一 七  
二 七  
三 七  
四 七  
五 七  
六 七  
七 七

一 七  
二 七  
三 七  
四 七  
五 七  
六 七  
七 七

●大蔵省告示第百十五号  
●厚生省告示第百三十五号

一 七  
二 七  
三 七  
四 七  
五 七  
六 七  
七 七

一 七  
二 七  
三 七  
四 七  
五 七  
六 七  
七 七

●大蔵省告示第百十五号  
●厚生省告示第百三十五号

一 七  
二 七  
三 七  
四 七  
五 七  
六 七  
七 七

一 七  
二 七  
三 七  
四 七  
五 七  
六 七  
七 七

●大蔵省告示第百十五号  
●厚生省告示第百三十五号

一 七  
二 七  
三 七  
四 七  
五 七  
六 七  
七 七

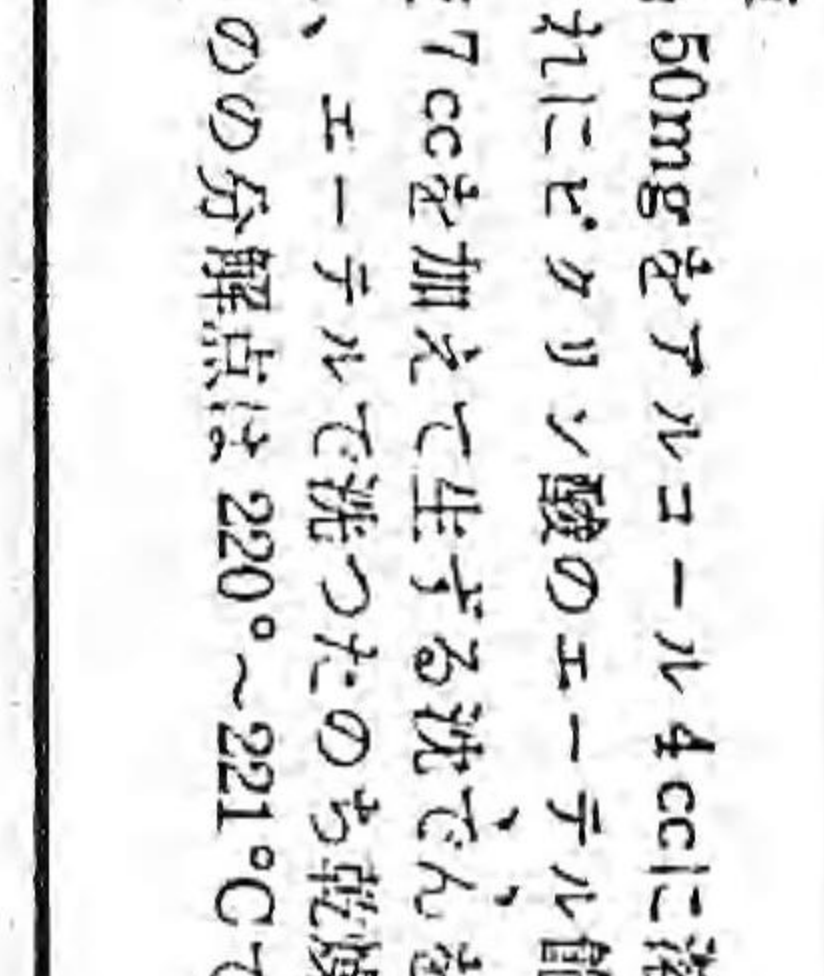
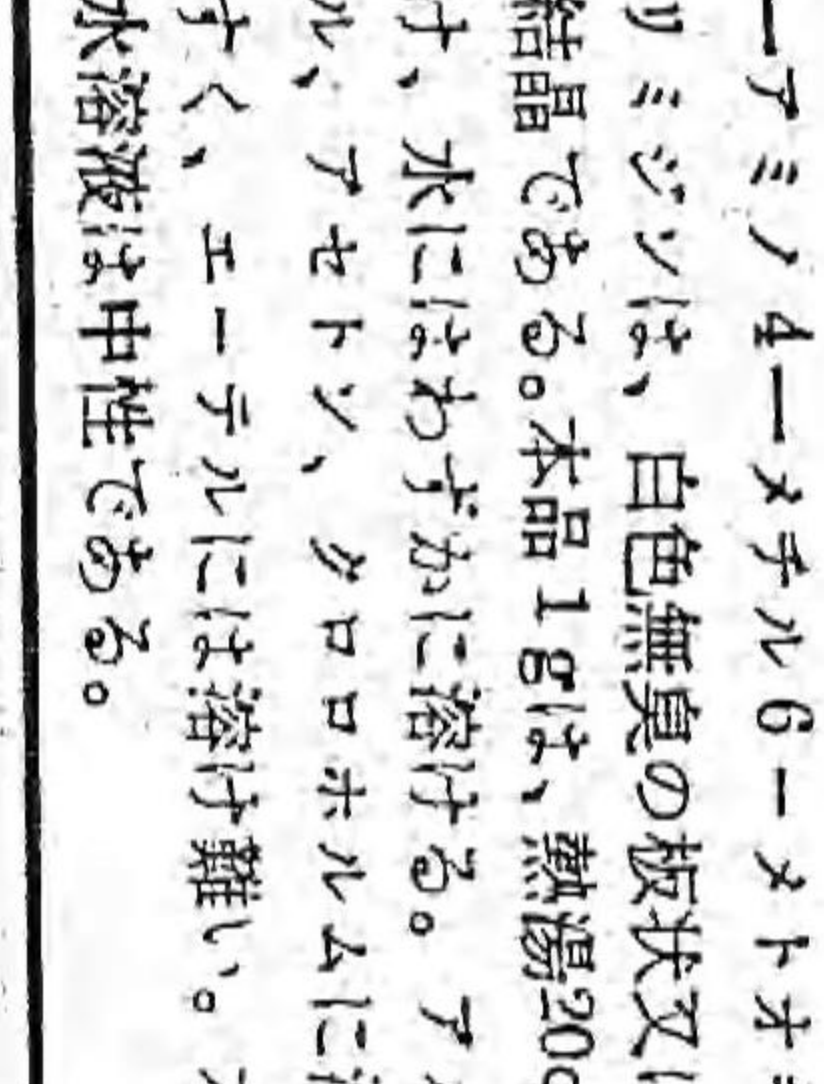
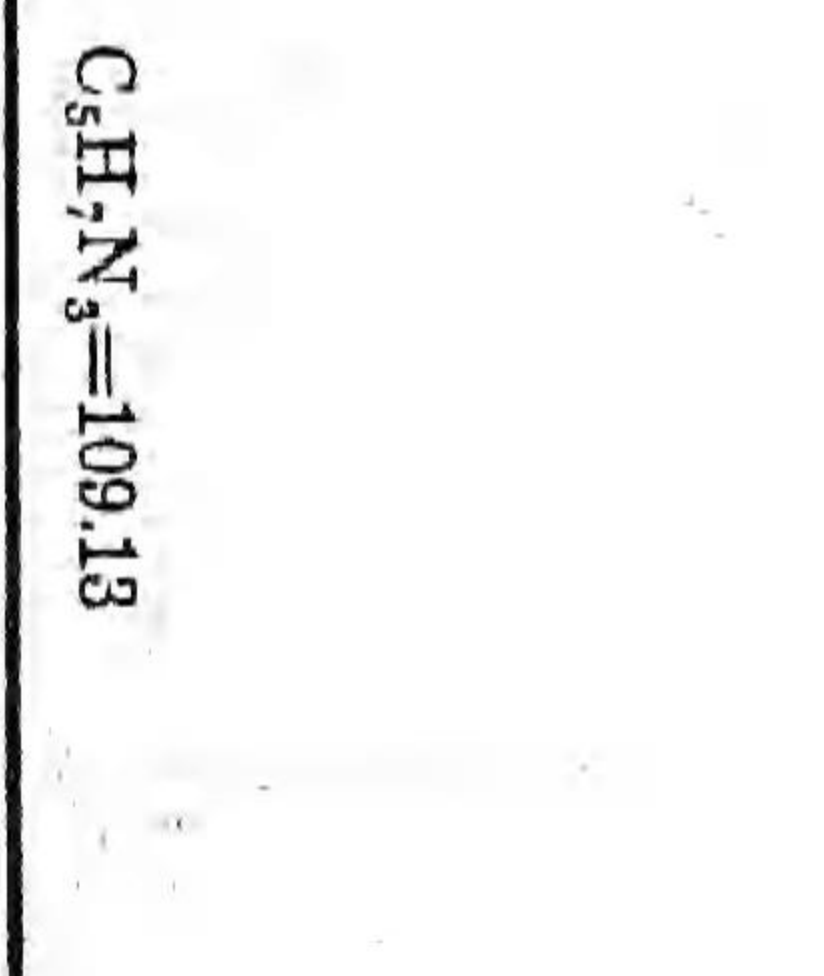
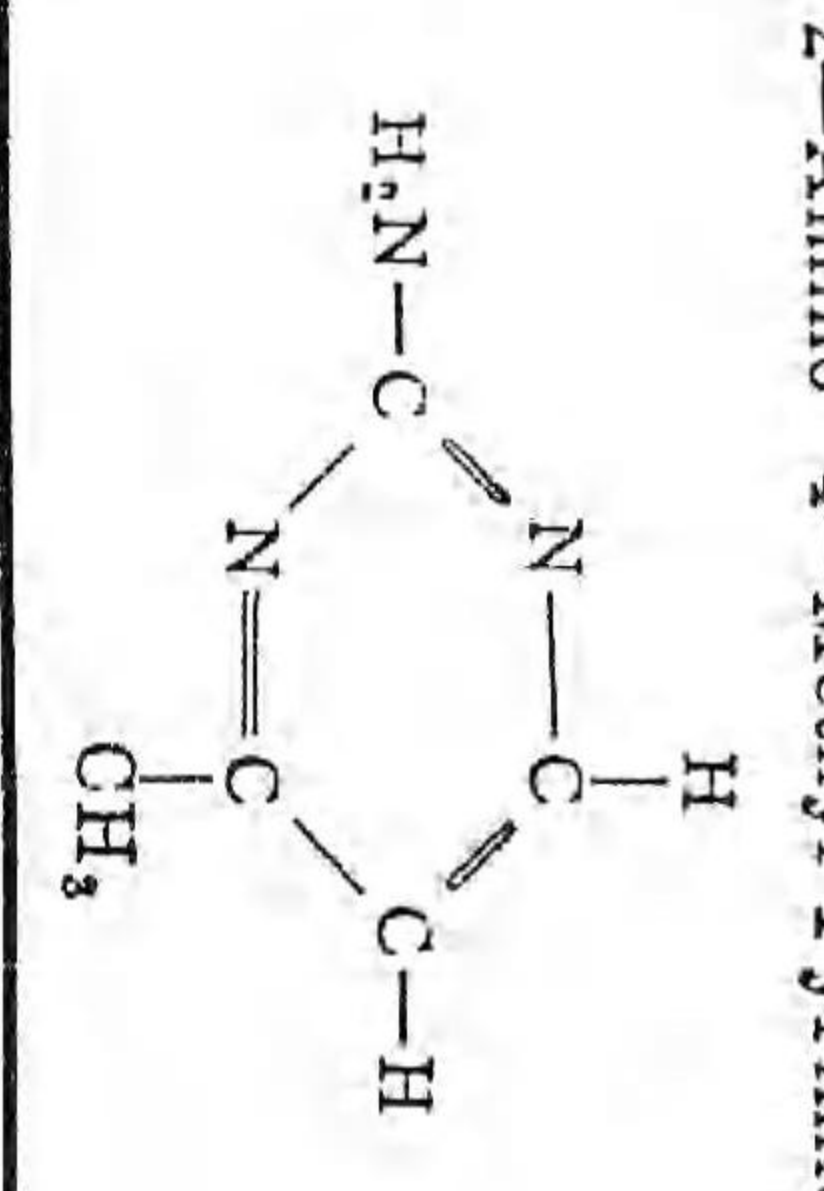
(a) 貯法、有効期間  
(b) 容器  
(c) 標示  
(d) 使用書

(a) 本質、効力、品質及び純度の標準  
(b) 含湿度  
(c) 生菌数の計算  
(d) 力価

(a) 貯法、有効期間  
(b) 容器  
(c) 標示  
(d) 使用書

(a) 貯法、有効期間  
(b) 容器  
(c) 標示  
(d) 使用書

(a) 貯法、有効期間  
(b) 容器  
(c) 標示  
(d) 使用書



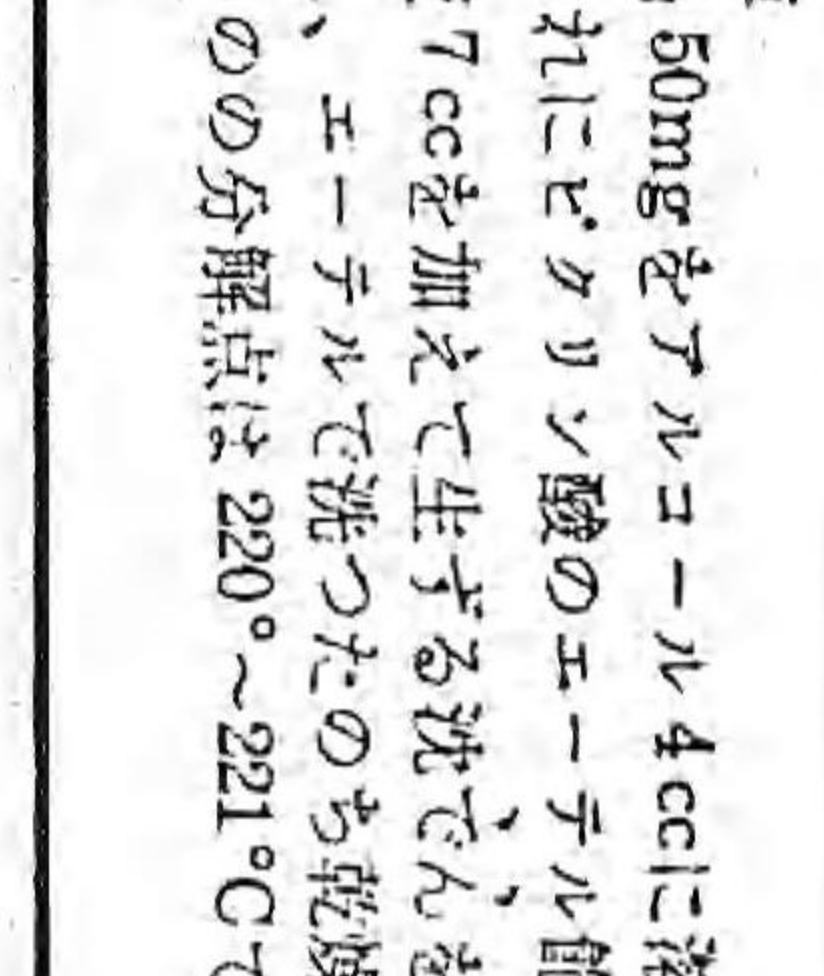
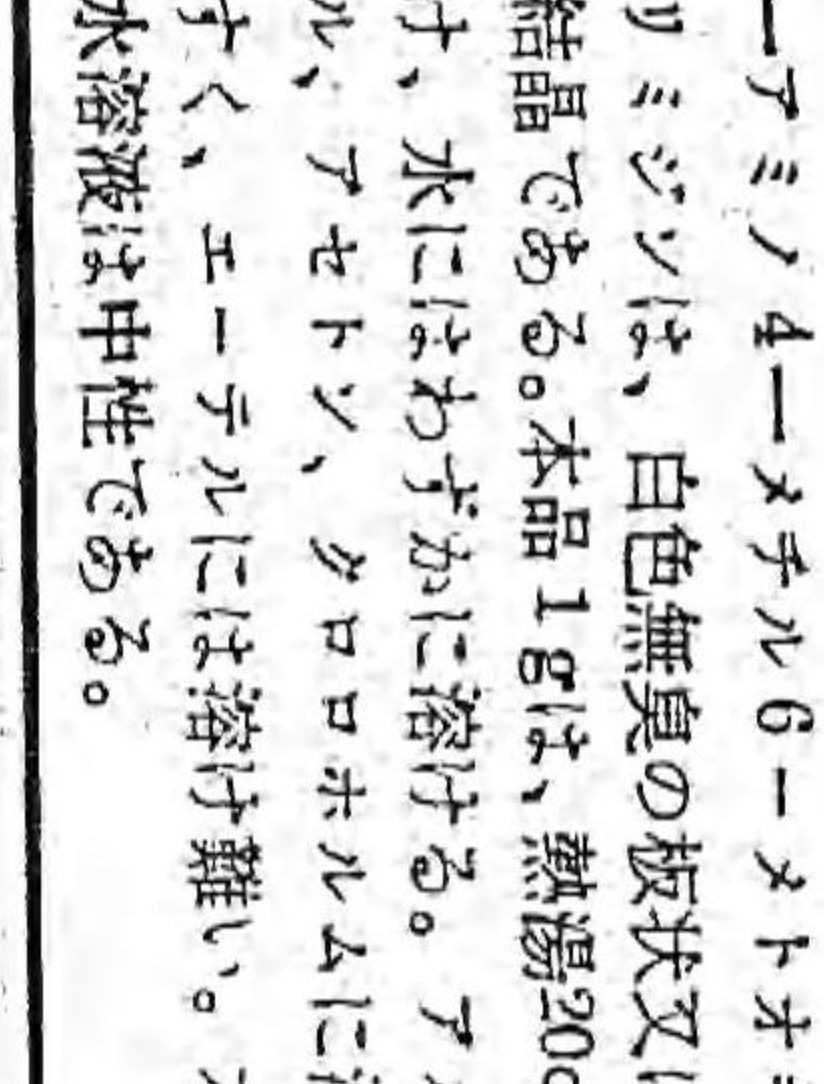
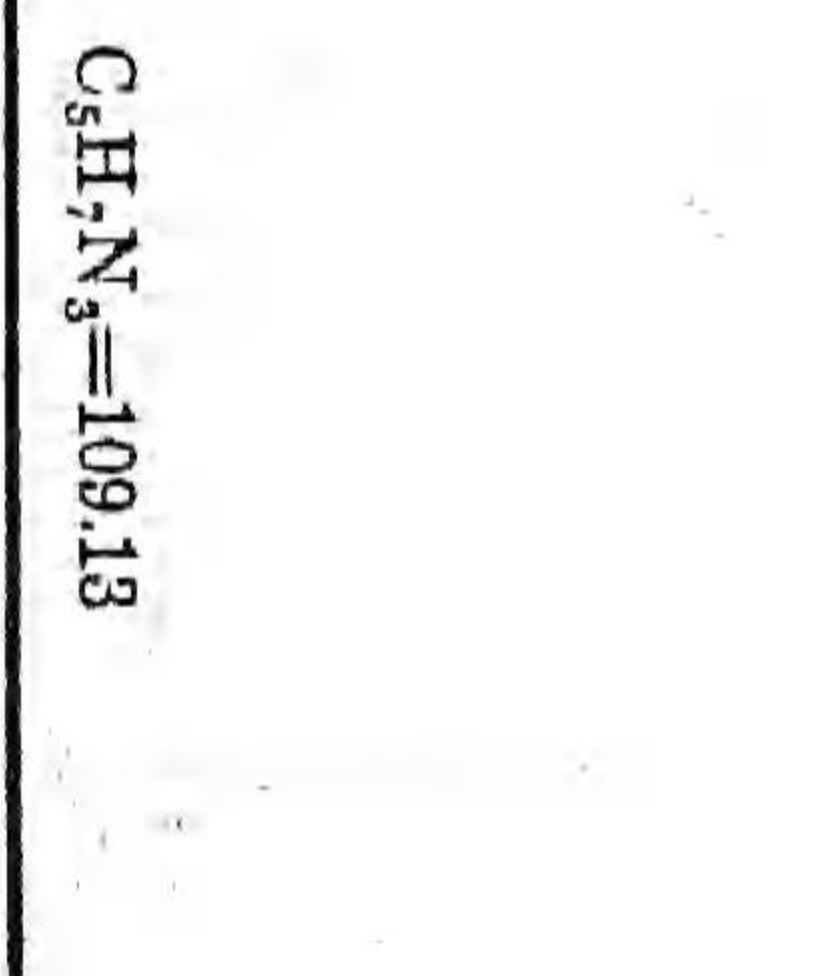
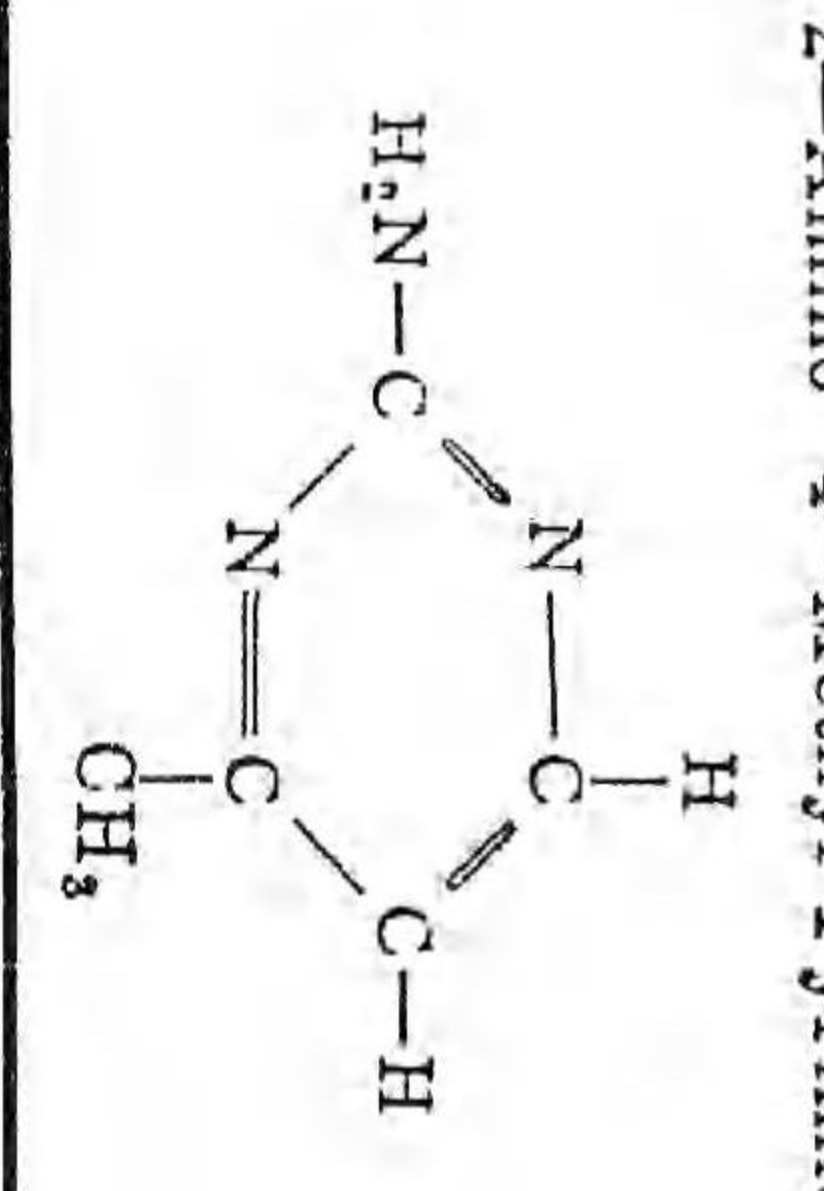
(a) 貯法、有効期間  
(b) 容器  
(c) 標示  
(d) 使用書

(a) 本質、効力、品質及び純度の標準  
(b) 含湿度  
(c) 生菌数の計算  
(d) 力価

(a) 貯法、有効期間  
(b) 容器  
(c) 標示  
(d) 使用書

(a) 貯法、有効期間  
(b) 容器  
(c) 標示  
(d) 使用書

(a) 貯法、有効期間  
(b) 容器  
(c) 標示  
(d) 使用書



新発見  
(1) 融点 本品の融点は157°~159°Cでなければならぬ。  
(2) 塩化物 本品1gに水20ccを加えよく振り混ぜた後、濾液を3分、その1分をとり、硝酸銀液とし、硝酸銀液(第六改正日本薬局方試液)2~3滴を加えるとき、直ちに変化してはならない。  
(3) 硫酸 硫酸の1分をとり、硝酸銀液とし、硝酸銀液(第六改正日本薬局方試液)を加えるとき、直ちに変化してはならない。  
(4) 硫酸 硫酸の1分をとり、硝酸銀液とし、硝酸銀液(第六改正日本薬局方試液)を加えるとき、直ちに変化してはならない。  
(5) 重金屬 本品0.2gを水10ccに溶解して、濾液に硫化ナトリウム試液(第六改正日本薬局方試液)2~3滴を加えるとき、直ちに変化してはならない。  
(6) 硫酸 硫酸の1分をとり、硝酸銀液とし、硝酸銀液(第六改正日本薬局方試液)を加えるとき、直ちに変化してはならない。  
(7) 硫酸 硫酸の1分をとり、硝酸銀液とし、硝酸銀液(第六改正日本薬局方試液)を加えるとき、直ちに変化してはならない。

●厚生省告示第二四四号  
精神衛生法(昭和二十五年法律第九十三号)第十八條第一項の規定により精神衛生鑑定医を次のように指定する。  
昭和二十六年十一月二日  
厚生大臣 橋本 龍伍  
江副 勉 東京都世田谷区上北沢町三〇一〇二  
横井 善 新宿区下落合一ノ四一五工務方  
廣瀬 貞雄 港区赤坂青山北町六〇四二  
三浦 啓栄 北多摩郡小金井町小金井二八八五  
中田 修 世田谷区島山町一七九六  
大谷 正敏 八王子市子安町九四九  
樋口 幸吉 東京市葛飾区代々木大山町一〇七六  
伊藤 圭一 南多摩郡田井村小比企六七〇  
藤田 克純 品川区中延町三〇五〇七

●通商産業省告示第二四六号  
輸入貿易管理規則(昭和二十四年通商産業省令第七十七号)第一條の規定に基き輸入品に関する事項の公表を次の通り行い、昭和二十六年十一月二日から適用する。  
昭和二十六年十一月二日  
通商産業大臣 尾崎 大助

品名	品目	数量	輸入期間	担保の内容及び履行期	担保の内容及び履行期
272-0510	米	1,000,000	11月5日	12月31日	12月31日
121-0190	米	100,000	11月20日	12月31日	12月31日
	米	127,000	11月2日	12月31日	12月31日

●運輸省告示第二四六号  
運輸審議会において次のとおり決定があつたから運輸審議会(一般規則)昭和二十四年運輸省令第七十五号)第十條の規定によつて、これを告示する。  
昭和二十六年十一月二日  
運輸大臣 山崎 猛

自動車運送事業経営免許について  
運輸審議会に諮問中のところ、次のとおり答申があつた。  
第百二十九号  
昭和二十六年九月二十五日  
運輸審議会会長 木村 隆規  
運輸大臣 山崎 猛

自動車運送事業経営免許について  
運輸審議会に諮問中のところ、次のとおり答申があつた。  
第百二十九号  
昭和二十六年九月二十五日  
運輸審議会会長 木村 隆規  
運輸大臣 山崎 猛

●海上保安庁告示第二十八号  
海上保安庁の船舶の番号及び標識に関する告示(昭和二十四年十月海上保安庁告示第三十六号)の一部を次のように改正し、昭和二十六年九月二十日から適用する。  
昭和二十六年十一月二日  
海上保安庁長官 柳沢 米吉

●海上保安庁告示第二十九号  
水先法施行規則(昭和二十四年運輸省令)経済安定本部令第一号)第十一條の規定に基き、阪神水先監督等の水先人試験を次の通り執行する。  
昭和二十六年十一月二日  
海上保安庁長官 柳沢 米吉

第7447号

●水先人試験  
試験科目 所在地  
水先区 第五管区海 神戸市生田区海  
先区 上深安本部 岸通地先地先  
東京区 第三管区海 横浜市市中区北中  
水先区 上深安本部 通六の六四  
先区 第七管区海 門司市西海浜  
先区 上深安本部 上深安本部  
右の試験の受験者は、水先法施行規則第十五條に規定の試験申請書と、他の書類を、所管水先区を管轄する管区海上保安本部に提出し、提出した日から二週間以内に行ふこととする。

●海上保安庁告示第二十四号  
海上保安庁の船舶の番号及び標識に関する告示(昭和二十四年十月海上保安庁告示第三十六号)の一部を次のように改正し、昭和二十六年九月二十日から適用する。  
昭和二十六年十一月二日  
海上保安庁長官 柳沢 米吉

●海上保安庁告示第二十八号  
海上保安庁の船舶の番号及び標識に関する告示(昭和二十四年十月海上保安庁告示第三十六号)の一部を次のように改正し、昭和二十六年九月二十日から適用する。  
昭和二十六年十一月二日  
海上保安庁長官 柳沢 米吉

●海上保安庁告示第二十九号  
水先法施行規則(昭和二十四年運輸省令)経済安定本部令第一号)第十一條の規定に基き、阪神水先監督等の水先人試験を次の通り執行する。  
昭和二十六年十一月二日  
海上保安庁長官 柳沢 米吉

●海上保安庁告示第二十九号  
水先法施行規則(昭和二十四年運輸省令)経済安定本部令第一号)第十一條の規定に基き、阪神水先監督等の水先人試験を次の通り執行する。  
昭和二十六年十一月二日  
海上保安庁長官 柳沢 米吉

●海上保安庁告示第二十九号  
水先法施行規則(昭和二十四年運輸省令)経済安定本部令第一号)第十一條の規定に基き、阪神水先監督等の水先人試験を次の通り執行する。  
昭和二十六年十一月二日  
海上保安庁長官 柳沢 米吉











